明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○下請中小企業振興法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　一

○株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業一）　七

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（財務・経済産業一）　八

○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・経済産業一）　八

○小規模企業共済法施行規則の一部を改正する省令（経済産業四三）　八

○中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令（同四四）　八

○下請中小企業振興法第二条第五項の状態を定める省令（同四五）　八

○中小企業支援法第十三条第一項に規定する情報提供業務を行う者の認定に関する省令（同四六）　八

○独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務（産業基盤整備業務を除く。）に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（同四七）　八

〔告　示〕

○紛失の届出により失効した旅券の告示（外務三〇五）　八

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件（財務・経済産業五）　八

○情報提供業務を行う者の認定に関する指針を定める件（経済産業一九七）　八

○下請中小企業振興法第三条第一項の規定に基づき、振興基準を定める件（同一九八）　八

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　九

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録者関係　九

地方公共団体
行旅死亡人関係　九

会社その他
会社決算公告　九

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第五十七号）の施行に伴い、並びに下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第八条第一項、第十条第一項及び第十八条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、下請中小企業振興法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年九月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏

下請中小企業振興法施行規則の一部を改正する命令

下請中小企業振興法施行規則（平成十五年内閣府、厚生労働省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条第一項中「下請中小企業振興法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第二条とし、第一条として次の一条を加える。

（定義）

第一条　この命令において使用する用語は、下請中小企業振興法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第四条の次に次の五条を加える。

（特定下請連携事業計画に係る認定の申請）

第五条　法第八条第一項の規定により特定下請連携事業計画に係る認定を受けようとする特定下請事業者は、様式第三による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該特定下請事業者（法人である場合に限る。）の定款

二　当該特定下請事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

三　特定下請連携事業を共同で行う特定下請事業者、特定会社及び共同事業者並びに特定下請連携事業の実施に協力する者（以下「連携参加者」と総称する。）の当該特定下請連携事業計画に関する同意書の写し

3　法第八条第一項の代表者は、一名とする。

（特定下請連携事業計画の変更に係る認定の申請）

第六条　法第十条第一項の規定により特定下請連携事業計画の変更に係る認定を受けようとする特定下請事業者は、様式第四による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該特定下請連携事業計画に従って行われる特定下請連携事業の実施状況を記載した書類

二　定款に変更があった場合には、その変更後の定款

三　前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類